

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....(農業支援課)	7
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課)	7
○土地改良事業の施行の認可.....(農業施設管理課)	7
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....(農業施設管理課)	7
○森林法による通知に代える公示.....(治山課)	7
○宅地建物取引業法による免許の取消し.....(建築指導課)	8
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等(出納局総務課)	8
道企業局告示	
○平成17年度及び平成18年度における競争入札に参加する者に必要な資格等.....	13

告 示

北海道告示第17号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17.12.26	富良野土地改良区
同	留萌土地改良区

北海道告示第18号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(第2美咲地区畑地帯総合整備[担い手育成型](暗きよ、土層改良、農道))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成18年1月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第19号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成18年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成17.12.26	ながぬま農業協同組合	舞鶴北	基盤整備促進[基盤整備](暗きよ)
同	同	新光	同

北海道告示第20号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、別海町の行う土地改良(拓進北地区基盤整備促進[基盤整備](農道))事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成18年1月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。

平成18年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不分明な者

久遠郡せたな町大成区富磯94の1所在の森林について所有権を有する

藤 谷 彦太郎

- (2) 通 知 の 要 旨
平成17年農林水産省告示第1910号
- (3) 掲 示 場 所
せたな町役場

- 2(1) 所在が不明な者
苫前郡苫前町字苫前 4 の 2 所在の森林について所有権を有する
岡 田 ともえ、岡 田 祐 治

- (2) 通 知 の 要 旨
平成17年農林水産省告示第1910号
- (3) 掲 示 場 所
苫前町役場

北海道告示第22号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第 1 項の規定により公告する。

平成18年 1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 所 在 地 札幌市白石区北郷 4 条 9 丁目 3 番 6 号
- 2 商号又は名称 有限会社大善
- 3 代 表 者 氏 名 取締役 富水 正樹
- 4 免 許 証 番 号 北海道知事石狩⁽¹⁾第6796号

北海道告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成17年北海道告示第 9 号に基づき道に申請して平成17年度及び平成18年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成18年 1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 第 1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
平成17年度及び平成18年度において道が締結しようとする契約のうち 1 の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき

設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第 4 の 2 を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第 2 条第 2 号に規定する物品等又は同条第 3 号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2 の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、A から D まで又は A から C まで若しくは A 及び B の等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事

森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上
B	9,000万円未満 6,000万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	1億3,000万円未満 5,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 4,500万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上

C	6,000万円未満 2,000万円以上			5,500万円未満 2,500万円以上	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上	4,500万円未満	3,500万円未満
D	2,000万円未満			2,500万円未満			2,000万円未満		

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	ほ装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構

建 築 工 事	造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める知事感謝状による表彰をいう。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請しようとする月の初日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

ならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

(1) (2)から(5)に掲げる者以外の者

平成18年12月28日（木）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設管理室 建設情報課	
舗 装 工 事		
鋼 橋 上 部 工 事		
建 築 工 事		
電 気 工 事		
管 工 事		
塗 装 工 事		
道 路 標 識 設 置 工 事		
機 械 器 具 設 置 工 事		
造 園 工 事		
土 木 施 設 物 の 設 計		

建 築 物 の 設 計		主たる営業所の所在地を 所管する支庁の 総務部会計課
地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		
測 量		
道 路 清 掃	農政部事業調整課	水産林務部総務課
農 業 土 木 工 事		
水 産 土 木 工 事		
森 林 土 木 工 事		
造 林	出納局物品管理課	
印 刷 物 の 製 造		
印 章 の 製 造		
物 品 の 購 入		
物 品 の 賃 貸 借	総務部管財課	総務部管財課
ボ イ ラ ー 等 運 転 操 作		
庁 舎 等 清 掃		
庁 舎 等 警 備		
庁舎等消防設備保守点検	企画振興部IT推進室 情報政策課	企画振興部IT推進室 情報政策課
情 報 シ ス テ ム の 開 発		
船 舶 の 建 造 又 は 修 理		
林 産 物 の 売 払 い		
林産加工製品の売払い	水産林務部森林環境室 道 有 林 課	森づくりセンター (石狩森づくりセンター、檜 山森づくりセンター、宗谷森 づくりセンター及び根室森づ くりセンターを除く。)
	林 産 試 験 場	林 産 試 験 場

(注) 1 申請書類(印刷物の製造、印章の製造、物品の購入及び物品の賃貸借に係るものを除く。)の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの(許可申請中の者を含む。)は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

2 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申

請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局物品管理課に提出しなければならない。

3 バイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。

4 庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。

5 主たる営業所が道外にある者のうち、申請書類の提出先が建設部建設管理室建設情報課、農政部事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請（船舶の建造又は修理に係るものを除く。）を、複数の提出先に同時にしようとするものについては、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成19年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成18年度に平成19年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 物品の購入に係る資格の特例

物品の購入（複写サービスに係るものに限る。）の資格を有する者とした者は、物品の賃借（複写機に係るものに限る。）の資格を有する者とみなす。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成17年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して平成17年度及び平成18年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成18年1月10日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

第1 資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類

平成17年度及び平成18年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成18年北海道告示第23号（以下「北海道告示第23号」という。）第1の1の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第4の2により準用することとした、北海道告示第23号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第23号第1の1の表の中欄に定められておりとし、北海道告示第23号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第23号第1の1の表の右欄に定められておりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額（工事予定価格）に応じ、北海道告示第23号第1の2の表に定めら

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第 3 の 3 及び第 6 の 2 ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知するものとする。